適格請求書発行事業者の登録申請書

令和 年 月 日	
中 ツ ガ 生 地 (電話番号 082 - 889 - 0	225)
(フリガナ) (〒 736 — 0083) 広島市安芸区矢野東一丁目1番40号	
請 (電話番号 082 - 889 - 0 トリームカンコウ カブ・シキが イジャ ◎ 氏名又は名称 ドリーム観光 株式会社	225)
者 (フリガナ) マッナカ タカアキ (法人の場合) 代表者氏名 K 名 海田 税務署長殿	
法 人 番 号 3 2 4 0 0 0 1 0 2 4 3 6 この申請書に記載した次の事項 (③ 印欄) は、適格請求書発行事業者登録簿に登載されるとともに、国税庁ホーム・	
公表されます。 1 申請者の氏名又は名称 2 法人(人格のない社団等を除く。)にあっては、本店又は主たる事務所の所在地なお、上記1及び2のほか、登録番号及び登録年月日が公表されます。 また、常用漢字等を使用して公表しますので、申請書に記載した文字と公表される文字とが異なる場合があります。	
下記のとおり、適格請求書発行事業者としての登録を受けたいので、所得税法等の一部を改正する (平成28年法律第15号)第5条の規定による改正後の消費税法第57条の2第2項の規定により申請しま ※ 当該申請書は、所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)附則第44条第1項の表 より令和5年9月30日以前に提出するものです。	:す。
令和5年3月31日(特定期間の判定により課税事業者となる場合は令和5年6月30日)までにこの申請書した場合は、原則として令和5年10月1日に登録されます。	を提出
□ この申請書を提出する時点において、該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付してくだ 事 業 者 区 分 図 課税事業者 □ 免税事業者	ζ/,°
※ 次葉「登録要件の確認」欄を記載してください。また、免税事業者に該当する場合には、次事業者の確認」欄も記載してください(詳しくは記載要領等をご確認ください。)。	葉「免税
令和5年3月31日 (特定期間の 判定により課税事業者となる場 合は令和5年6月30日)までに この申請書を提出することができ なかったことにつき困難な事情 がある場合は、その困難な事情	
税理士法人 長谷川会計 税 理 士 署 名 税理士 (電話番号 082 – 272 – 5	868)
※ 整理 部門 申請年月日 年月日 通信日付印 確認 務 番号 申請年月日 年月日	
7	

- 注意 1 記載要領等に留意の上、記載してください。
 - 2 税務署処理欄は、記載しないでください。
 - 3 この申請書を提出するときは、「適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)」を併せて提出してください。

この申請書は、令和三年十月一日から令和五年九月三十日までの間に提出する場合に使用します。

適格請求書発行事業者の登録申請書(次葉)

[2/2]

			氏名又は名称	ドリーム観光	株式会社	:			
該当する事業者の区分に応じ、□にレ印を付し記載してください。									
	□ 令和5年10月1日の (平成28年法律第15号 ※ 登録開始日から)附則第44条第4	4項の規定の適用	目を受けよう	とする事	業者	法律		
事	個 人 番 号								
業	事生年月日(個			法人 事 業	年 度	月	Ħ		
者	* 人) 又は設立 内 年月日(法人)	年	月 日	記載資本	至	月	目		
。 の	容等事業内容				金		円		
	事 未 門 谷			課程	- // •	の初	F F F F F F F F F F F F F F F F F F F		
確	一								
認	ようとする事業者			令和	年	月	日		
登	登 課税事業者です。								
録	の確認」欄のいずれかの事業者に該当する場合は、「はい」を選択してくださ								
要件									
0	消費税法に違反して罰金以上の刑に処せられたことはありません。								
確	その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過して								
認	: います。 -						, =		
±									
参									
考									
<u>+</u>									
事									
項									